

一般財団法人土浦市産業文化事業団 職員の退職手当に関する規程

(平成14年12月25日規程第11号)

改正 平成16年 3月23日規程第5号

改正 平成19年 3月27日規程第5号

改正 平成25年 3月28日規程第1号

改正 平成26年 3月28日規程第1号

改正 平成27年12月17日規程第1号

財団法人土浦市産業文化事業団の退職手当に関する規程（昭和48年規程第6号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人土浦市産業文化事業団の職員の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程による退職手当は、職員（一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（昭和48年規程第5号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）で常時勤務に服するものが退職した場合に、その職員（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の支払)

第3条 次条の規定による退職手当は、前条に規定する者から請求があった日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の支給額)

第4条 退職手当の額は、退職又は死亡の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由により、その給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の給料の月額）に別表第1に定めるその者の退職事由及び勤続期間の区分に応じた支給率を乗じて得た退職手当の基本額に第7条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。この場合において、定年に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者（定年により退職した者を除く。）に対する別表第1の適用については、退職事由を定年として取り扱うものとする。

2 勤続期間3年以下の職員が業務（通勤）上傷病死亡・整理を事由として退職した場合の前項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは「給料、扶養手当の月額及び地域手当の合計額」とする。

(勤続期間の計算)

第5条 別表第1に定める勤続期間は、職員としての引き続いた在職期間とし、在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

2 前項の規定による在職期間のうち、一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の人事及び勤務並びに服務に関する規程（昭和48年規程第4号。以下「人事規程」という。）第8条の規定による休職（業務上の傷病及び通勤による傷病による休職を除く。）、第11条の7の規定による停職及び一般財団法人土浦市産業文化事業団育児休業及び介護休業等に関する規則（平成21年規程第1号。第7条において「育児休業等規則」という。）

に規定する育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業期間のうち当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1に相当する月数）を前項の規定により計算した在職期間から除算する。

- 3 前2項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には10月未満は切り捨て、10月以上はこれを1年とする。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（傷病又は死亡により普通退職する場合その他理事長が特に必要と認める場合の退職の退職手当を計算する場合にあっては1年未満）の場合には、これを1年とする。
（職員の区分）

第6条 退職した者は、その者の在職期間の初日の属する月からその者の在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の在職期間に含まれる時期の別により定める別表第2ア又はイの表の左欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の右欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の左欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の右欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

（退職手当の調整額）

第7条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の在職期間の初日の属する月からその者の在職期間の末日の属する月までの各月（人事規程第8条の規定による休職（業務上の傷病及び通勤による傷病による休職を除く。）、第11条の7の規定による停職及び育児休業等規則に規定する育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額がもっとも多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 54, 150円
- (2) 第2号区分 43, 350円
- (3) 第3号区分 32, 500円
- (4) 第4号区分 27, 100円
- (5) 第5号区分 21, 700円
- (6) 第6号区分 零

2 第1項各号に掲げる職員の区分は、別表第2のとおりとする。

3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者（別表第1（注）2に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの

第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

(調整月額に順位を付する方法等)

第8条 第6条後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分の属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分にのみ属していたものとする。

2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(退職手当の支給制限)

第9条 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 人事規程第11条の7第4号の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けたこと(刑法(明治40年法律第45号)第25条の規定によりその執行が猶予されたことを含む。)により退職を命ぜられた者

2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については退職手当は、支給しない。ただし、人事規程第11条の4の規定に該当するときは、この限りでない。

(遺族の範囲及び順位)

第10条 第2条に規定する遺族の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 配偶者(婚姻の届出はしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前項に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項の遺族が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族の範囲から除外する。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第11条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第12条 理事長は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、事業団に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、前項の規定により退職手当の一時差し止処分を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差し止処分を受けた者について、当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差し止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差し止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(退職手当の返納)

第13条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給した退職手当を返納させることができる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、職員の退職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月27日規程第5号)

(施行期日)

第1条 この規程は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの規程による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員の退職手当に関する規程（以下「新規程」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、付則別表に掲げる率を用いて算出した退職手当の額が、新規程第4条の規定により算出した退職手当の額よりも多いときは、その額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

第3条 新規程第7条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用について、同条第1項

中「その者の在職期間」とあるのは、「平成8年4月1日以後のその者の在職期間」と読み替えるものとする。

第4条 この付則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

付 則（平成25年3月28日規程第1号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月28日規程第1号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成26年4月1日から施行し、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条及び第4条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成27年12月17日規程第1号）
この規程は、平成27年12月17日から施行する。

付則別表

一般財団法人土浦市産業文化事業団退職手当支給率一覧表（平成27年4月1日から）

退職事由 勤続期間 の年数	自己 都合	業務 外傷 病	業務 外死 亡	業務 （通勤） 上 傷病 死亡・ 整理	勸 奨	定 年	退職事由 勤続期間 の年数	自己 都合	業務 外傷 病	業務 外死 亡	業務 （通勤） 上 傷病 死亡・ 整理	勸 奨	定 年	退職事由 勤続期間 の年数	自己 都合	業務 外傷 病	業務 外死 亡	業務 （通勤） 上 傷病 死亡・ 整理	勸 奨	定 年
				2.70			16	14.442	14.442	14.442	21.663	18.0525	14.442	31	36.975	36.975	41.7273	41.7273	41.7273	41.7273
1	0.6525	0.87	0.87	3.60			0.87													
2	1.305	1.74	1.74	4.50			1.74	15.399	15.399	15.399	23.0985	19.2488	15.399	32	38.0625	38.0625	42.9546	42.9546	42.9546	42.9546
3	1.9575	2.61	2.61	5.40			2.61	16.356	16.356	16.356	24.534	20.445	16.356	33	39.15	39.15	44.1818	44.1818	44.1818	44.1818
4	3.48	3.48	3.48	5.22			3.48	17.313	17.313	17.313	25.9695	21.6413	17.313	34	40.2375	40.2375	45.4091	45.4091	45.4091	45.4091
5	4.35	4.35	4.35	6.525			4.35	18.27	18.27	22.3364	26.8036	22.3364	22.3364	35	41.325	41.325	46.6364	46.6364	46.6364	46.6364
6	5.22	5.22	5.22	7.83			5.22	19.314	19.314	22.7046	27.2454	22.7046	22.7046	36	42.4125	41.325				
7	6.09	6.09	6.09	9.135			6.09	20.358	20.358	23.9318	28.7182	23.9318	23.9318	37	43.50	41.325				
8	6.96	6.96	6.96	10.44			6.96	21.402	21.402	25.1591	30.1909	25.1591	25.1591	38	44.5875					
9	7.83	7.83	7.83	11.745			7.83	22.446	22.446	26.3864	31.6636	26.3864	26.3864	39	45.675					
10	8.70	8.70	8.70	13.05	10.88	8.70	25	29.3625	29.3625	33.1364	33.1364	33.1364	33.1364	40	46.6364					
11	9.657	9.657	9.657	14.4855	12.0713	9.657	26	30.6675	30.6675	34.6091	34.6091	34.6091	34.6091	41	46.6364					
12	10.614	10.614	10.614	15.921	13.2675	10.614	27	31.9725	31.9725	36.0818	36.0818	36.0818	36.0818	42	46.6364					
13	11.571	11.571	11.571	17.3565	14.4638	11.571	28	33.2775	33.2775	37.5546	37.5546	37.5546	37.5546	43						
14	12.528	12.528	12.528	18.792	15.66	12.528	29	34.5825	34.5825	39.0273	39.0273	39.0273	39.0273	44						
15	13.485	13.485	13.485	20.2275	16.8563	13.485	30	35.8875	35.8875	40.50	40.50	40.50	40.50	45						

- (注) 1 自己都合とは、退職する者の都合により退職した場合をいう。
 2 傷病とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に規定する保険給付に該当する程度の負傷、疾病又は障害の状態にあるものとする。
 3 退職の理由となった傷病又は死亡が、業務災害又は通勤災害である場合の認定に当たっては、労働者災害補償保険給付の認定の基準に準拠しなければならない。
 4 勸奨とは、現に在職する職員のうち職員としての勤続期間が10年以上の者で、理事長が定めるところにより、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職する場合をいう。
 5 整理とは、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であって理事長の承認を得たものをいう。

別表第1（第4条，第5条関係）

一般財団法人土浦市産業文化事業団退職手当支給率一覧表（平成27年4月1日から）

退職事由 勤続期間 の年数	退職事由						勤続期間 の年数	退職事由						勤続期間 の年数	退職事由					
	自己 都合	業務 外傷 病	業務 外死 亡	勤務 公署 移転	業務 （傷 病死 亡・ 通勤 ）上 理	定年 ・ 勸 奨		自己 都合	業務 外傷 病	業務 外死 亡	勤務 公署 移転	業務 （傷 病死 亡・ 通勤 ）上 理	定年 ・ 勸 奨		自己 都合	業務 外傷 病	業務 外死 亡	勤務 公署 移転	業務 （傷 病死 亡・ 通勤 ）上 理	定年 ・ 勸 奨
1年 未満					2.70		16	13.3893	14.877	18.5963	18.5963	21.663	18.5963	31	37.149	37.149	39.9805	39.9805	39.9805	39.9805
1	0.522	0.87	0.87	1.0875	3.60	0.87	17	14.6421	16.269	20.3363	20.3363	23.0985	20.3363	32	38.193	38.193	41.4041	41.4041	41.4041	41.4041
2	1.044	1.74	1.74	2.175	4.50	1.74	18	15.8949	17.661	22.0763	22.0763	24.534	22.0763	33	39.237	39.237	42.8277	42.8277	42.8277	42.8277
3	1.566	2.61	2.61	3.2625	5.40	2.61	19	17.1477	19.053	23.8163	23.8163	25.9695	23.8163	34	40.281	40.281	44.2514	44.2514	44.2514	44.2514
4	2.088	3.48	3.48	4.35	5.40	3.48	20	20.445	20.445	24.3393	24.3393	26.10	24.3393	35	41.325	41.325	45.0818	45.0818	45.0818	45.0818
5	2.61	4.35	4.35	5.4375	6.525	4.35	21	22.185	22.185	24.8148	24.8148	26.2186	24.8148	36	42.369	42.369				
6	3.132	5.22	5.22	6.525	7.83	5.22	22	23.925	23.925	26.3966	26.3966	27.5236	26.3966	37	43.413	43.413				
7	3.654	6.09	6.09	7.6125	9.135	6.09	23	25.665	25.665	27.9784	27.9784	28.8286	27.9784	38	44.457	44.457				
8	4.176	6.96	6.96	8.7	10.44	6.96	24	27.405	27.405	29.5602	29.5602	30.1336	29.5602	39	45.0818	45.0818				
9	4.698	7.83	7.83	9.7875	11.745	7.83	25	29.145	29.145	31.4386	31.4386	31.4386	31.4386	40	45.0818	45.0818				
10	5.22	8.70	8.70	10.875	13.05	8.7	26	30.537	30.537	32.8623	32.8623	32.8623	32.8623	41	45.0818	45.0818				
11	7.7256	9.657	12.0713	12.0713	14.4855	12.0713	27	31.929	31.929	34.2859	34.2859	34.2859	34.2859	42	45.0818	45.0818				
12	8.4912	10.614	13.2675	13.2675	15.921	13.2675	28	33.321	33.321	35.7095	35.7095	35.7095	35.7095	43						
13	9.2568	11.571	14.4638	14.4638	17.3565	14.4638	29	34.713	34.713	37.1332	37.1332	37.1332	37.1332	44						
14	10.0224	12.528	15.66	15.66	18.792	15.66	30	36.105	36.105	38.5568	38.5568	38.5568	38.5568	45						
15	10.788	13.485	16.8563	16.8563	20.2275	16.8563														

- (注) 1 自己都合とは，退職する者の都合により退職した場合をいう。
 2 傷病とは，労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に規定する保険給付に該当する程度の負傷，疾病又は障害の状態にあるものとする。
 3 退職の理由となった傷病又は死亡が，業務災害又は通勤災害である場合の認定に当たっては，労働者災害補償保険給付の認定の基準に準拠しなければならない。
 4 勸奨とは，現在職する職員のうち職員としての勤続期間が10年以上の者で，理事長が定めるところにより，その者の非違によることなく勸奨を受けて退職する場合をいう。
 5 整理とは，職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であって理事長の承認を得たものをいう。

別表第2（第6条関係）

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の在職期間における職員の区分についての表

第1号 区 分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったものの準拠者</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの</p>
第2号 区 分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったものの準拠者</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの</p>
第3号 区 分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったものの準拠者</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの</p>
第4号 区 分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものの準拠者</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの</p>
第5号 区 分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものの準拠者</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったものの準拠者</p> <p>3 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの</p>
第6号 区 分	<p>第1号区分から第5号区分までのいずれかの職員の区分にも属さないこととなる者</p>

イ 平成18年4月1日以後の在職期間における職員の区分についての表

第1号 区 分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年4月以後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったものの準拠者 2 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの
第2号 区 分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年4月以後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったものの準拠者 2 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの
第3号 区 分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年4月以後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものの準拠者 2 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの
第4号 区 分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年4月以後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものの準拠者 2 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの
第5号 区 分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年4月以後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものの準拠者 2 平成18年4月以後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったものの準拠者 3 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの
第6号 区 分	第1号区分から第5号区分までのいずれかの職員の区分にも属さないこととなる者